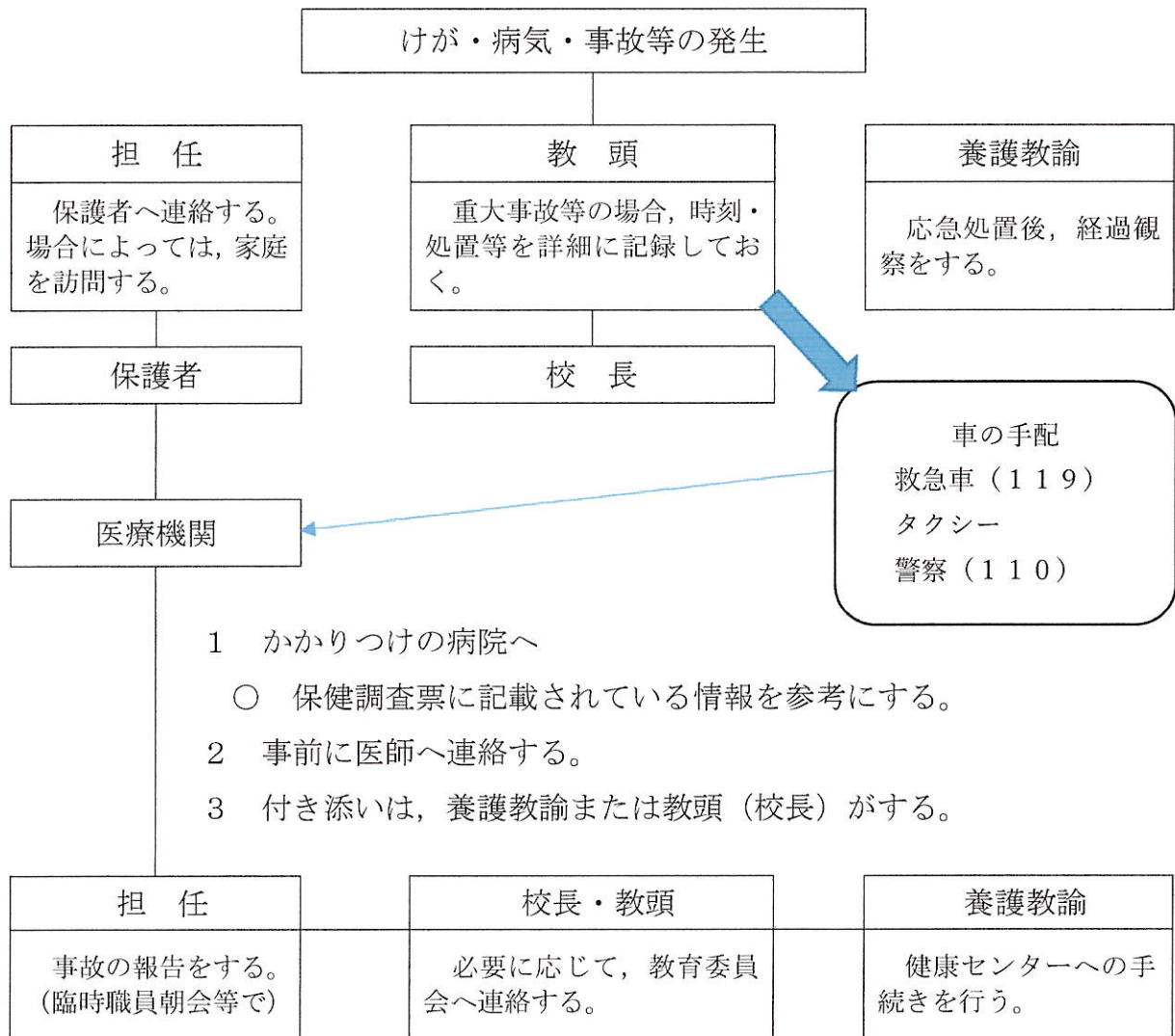


令和6年度 危機管理マニュアル



指宿市立川尻小学校

救急体制





学校医

内科	濱田洋一郎先生	32-2614
歯科	濱田静樹先生	32-5353
眼科	高橋正孝先生	23-3266
耳鼻科	岩元光明先生	27-1515
薬剤師	永山伸一先生	22-1021

地震・津波が発生したとき

●地震発生時における教職員の指示と児童の行動

場所	教職員の指示	児童の行動
普通教室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい。」	<ul style="list-style-type: none"> 机の下にもぐる等、身の安全を守る。 部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部および上半身を保護する。
特別教室 理科室，家庭科室 音楽室，図書室 パソコン室等 普通教室の指示に加えて	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい。」 「棚から離れなさい。」 「ピアノから離れなさい。」 「本棚から離れなさい。」 ※調理中なら火を消す。揺れが大きい場合は、火・湯から離れるように指示。 ※実験中なら薬品から離れる。 ※教室の状況に応じて具体的に指示をする。 ○食器棚，図書本棚の転倒防止金具の設置	<ul style="list-style-type: none"> ガスコンロ等の火を消す。 机の下にもぐる等、身の安全を守る。 理科準備室では、薬品，実験用具が入っている棚から離れる。 食器等が入っている棚から離れる。 パソコンのディスプレイ等の落下に注意する。 本棚から離れる。 
体育館	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まりなさい。」 ○天井や窓等の損壊状況に注意する。	<ul style="list-style-type: none"> 天井や窓からの落下物，体育器具の転倒などに注意し，安全な場所に集まる。
校庭・遊具場	「校舎，フェンスや遊具などから離れて，姿勢を低くしなさい。」	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの飛散や校舎外壁の損壊，倒木等に注意する。 できるだけ広い所に集まり，姿勢を低くする。
プール	「プールの端に移動し，ふちをつかみなさい。」	<ul style="list-style-type: none"> プールの端に移動し，プールの端をつかむ。
廊下・階段	「しゃがんで，頭を守りなさい。」 ※移動できるようであれば，教室に入れ，机の下にもぐらせる。	<ul style="list-style-type: none"> しゃがんで頭を守る。 窓ガラスから離れる。 近くの教室に入り，机の下にもぐる。
校外活動中 	<ul style="list-style-type: none"> 状況の把握と的確な指示 倒壊物，落下物への注意，指示 乗り物に乗車中の場合は，乗務員の指示に従う。 施設利用時は，係員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 姿勢を低くし，頭部および上半身を保護する。 建物，ブロック塀，窓ガラス等から離れる。 パニックを起こさないように声かけをして，安心させる。

***教職員の対応における留意事項**

- ・的確な指示
- ・児童の人数確認
- ・声かけ等で児童の不安の除去
- ・余震，二次災害への対応

***教職員と児童が離れている場合の対応（休み時間，放課後，登下校中など）**

- ・分散して校舎内を巡回し，児童の安全を確保する。児童の人数を確認する。児童をより安全な場所へ誘導する。負傷者がいる場合は応急手当をする。

揺れがおさまったら



揺れがおさまったら，津波を想定し，できるだけ高い場所に逃げましょう。地震発生後，すぐに津波の第一波が到達するころも考えられますので，人命優先の迅速な対応が大切です。

学校内の場合

教室，特別教室・・・教職員の指示により東門前へ避難し，その後，ガラス破片，落下物，倒壊物に十分注意しながら，更に高台の川尻ふれあい交流館へ避難する。

- ◇ 【川尻小学校 → 標高18.5m】
- ◇ 【川尻ふれあい交流館 → 標高25.5m】

学校外の場合

登下校中・・・・・・道路や建物の損壊状況に注意しながら，各自の判断で川尻ふれあい交流館へ避難する。

- ◇ カバンや自分の持ち物で頭を保護する
- ◇ 建物，塀，崖下，川岸から離れる
- ◇ 自動車は，思わぬ動きをするので離れる

休日等の場合

部屋の中で・・・・・・道路や建物の損壊状況に注意しながら，川尻ふれあい交流館へ避難する。

（非常用持ち出し袋等の準備を日頃からしておく）


外にいたら・・・・・・道路や建物の損壊状況に注意しながら，川尻ふれあい交流館へ避難する。

（特に海岸や港の近くで，遊んでいた場合すぐに海岸から離れる）

※ 外で遊んでいる場合，すぐに高台へ避難することが必要です。日頃から，緊急避難場所になっているところを確認しておくことが重要です。また家族とばらばらにいる時も，大きな地震の後は，とにかく高台へ自分で逃げる，まわりの友達や大人と声をかけながら高台へ向かうようにしましょう。



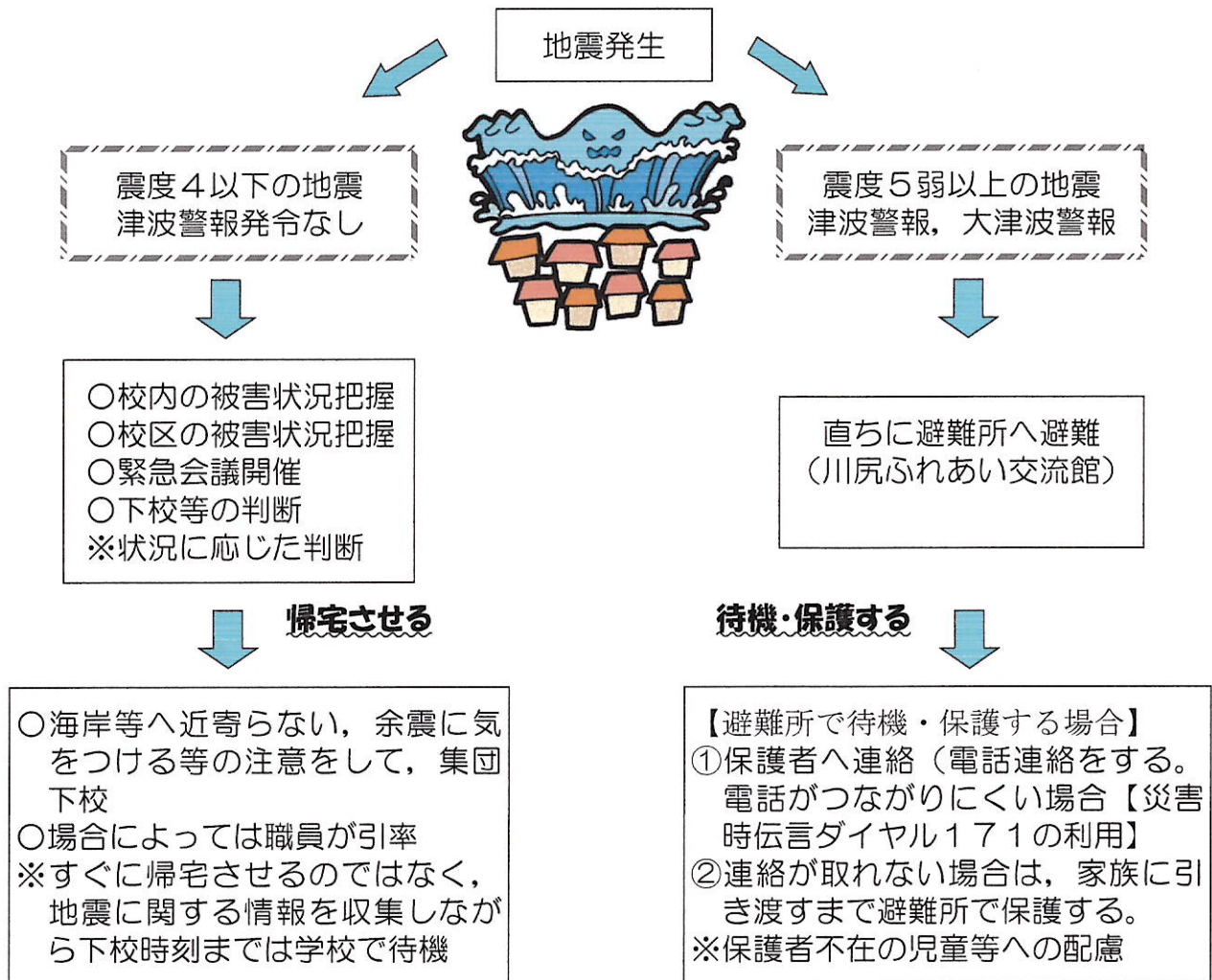
●避難誘導時における教職員の指示と児童の行動

場 所	教職員の指示	児童の行動，留意点
校 舎 内	※安全が確認されるまでその場を動かない。 「お，か，し，もを守って，東門前に避難しなさい。」 「おさない，かけない，しゃべらない，もどらない」を徹底	※教職員がそばにいる場合は教職員の指示に従う。 ※休み時間や放課後等，児童のみの場合は，ガラス等飛散物に注意しながら，一番近い出口から東門前へ向かう。
体 育 館	※揺れがおさまるまで，体育館の中央に集まっておく。 「お，か，し，もを守って，東門前に避難しなさい。」	※壁際から離れ，素早く体育館の中央に集合し，その後，東門前に避難する。
校 庭	※揺れがおさまるまで，校庭の中央に集まっておく。 「お，か，し，もを守って，東門前に避難しなさい。」	※遊具等から離れ，素早く校庭の中央に集合し，その後，東門前に避難する。
校外活動中	※揺れがおさまったら，状況を確認しながら安全な場所への避難を指示する。 ※海岸部や津波被害の危険性のある場所では，速やかに高台への避難を指示する。 ◇児童の不安を取り除く声かけ ◇人員の確認 ◇負傷者の確認と応急手当	※教職員等の指示に従って高台へ避難する。 ※あらかじめ下記のことを確認しておく。 ・その地域の緊急避難場所 ・家庭，学校への連絡方法 ※状況に応じて，地域の方に助けを求める。
在宅中の対応		※指定されている場所へ避難する。 ※津波に備えて速やかに高台へ避難する。 ※児童の安否確認 ・自宅等での確認 ・避難場所等の確認

- トイレ，教室，体育館等に児童が残っていないか確認する。
- 校庭避難場所で，児童の人数を確認する。
- 声かけ等で落ち着かせる。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 津波警報が発令された場合は，川尻ふれあい交流館へ避難する。
- 関係機関への連絡する。

● 児童の保護者への引き渡し

在校中地震が発生し、児童の帰宅が困難な場合は、学校で保護し、家庭へ連絡後、家庭からの迎えにより引き渡す。



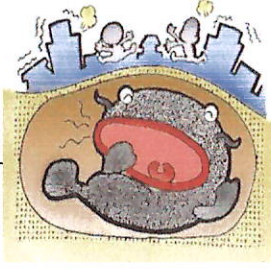
<引渡し方法に関する保護者への案内>

- (1) 児童は, 余震・津波等も考え避難場所(学校又は川尻ふれあい交流館)に待機します。
- (2) 保護者や家族は, 原則として徒歩(自転車)で来てください。交通状況に問題がなければ, 自家用車でも構いません。
- (3) 児童の引き渡しは, 下記の『引渡し確認一覧表』で確認をしながら確実に引き渡せるようにします。(災害時は混乱するため一人一人チェックさせていただきます。)

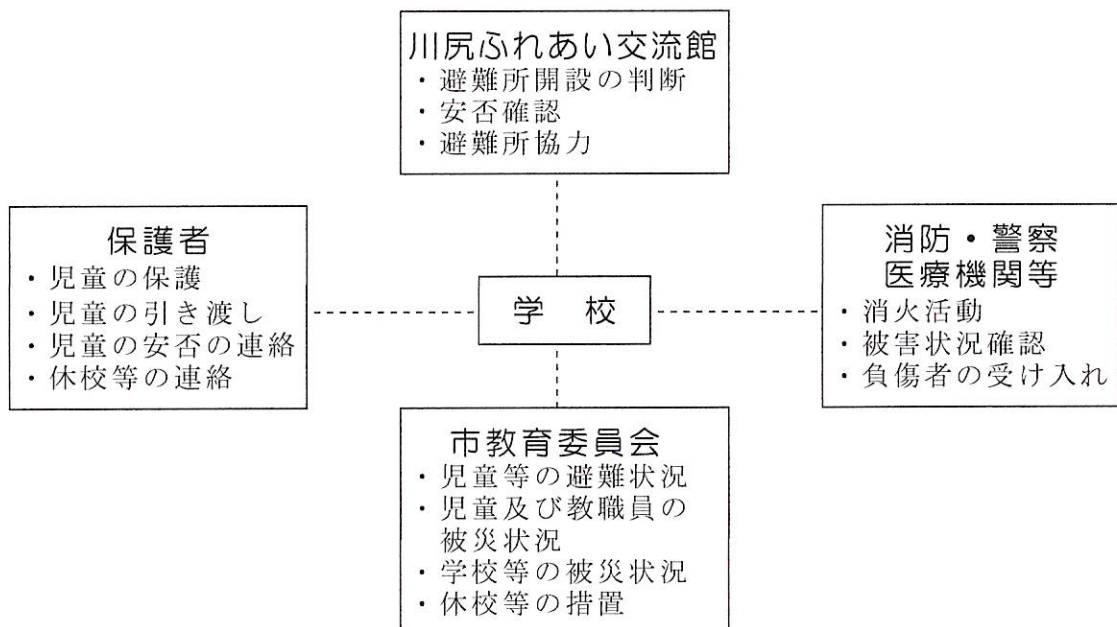
引き渡し確認一覧表(例) ○年

	氏名	地区	引き取り者	児童との関係	引き渡し時刻	確認教職員	特記事項
1	川尻 太郎	鎮守	川尻 哲也	父	16:50	〇〇 〇〇	転倒し足首を捻挫
2							
3							
4							

● 休日や下校後など児童が在宅中の対応

状 況	教職員の対応	児童の対応・留意点
地震発生	<ul style="list-style-type: none"> 地震や津波に関する情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット等） 	<ul style="list-style-type: none"> 姿勢を低くし、頭部および上半身を保護する。
避 難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設の確認 （第1次避難所 ふれあい交流館） （第2次避難所 川尻小学校） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定されている場所へ避難する。 津波警報が発令された場合は、ふれあい交流館へ避難する
学校へ参集 （教職員）	<ul style="list-style-type: none"> 震度5以上の地震が起こった場合は、管理職を含め、可能な職員が参集（被害状況等の把握をし、必要に応じて全教職員に参集の連絡） 学校が避難所開設となった場合は、原則として全教職員が参集 	
児童の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 自宅及び避難所での安否確認（電話連絡、家庭訪問、避難所訪問など状況に応じて実施） 	
校内施設の被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 管理職等 	
児童に関する情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> 担任 	
関係機関への報告	<ul style="list-style-type: none"> 管理職等（指宿市教育委員会への報告） 	

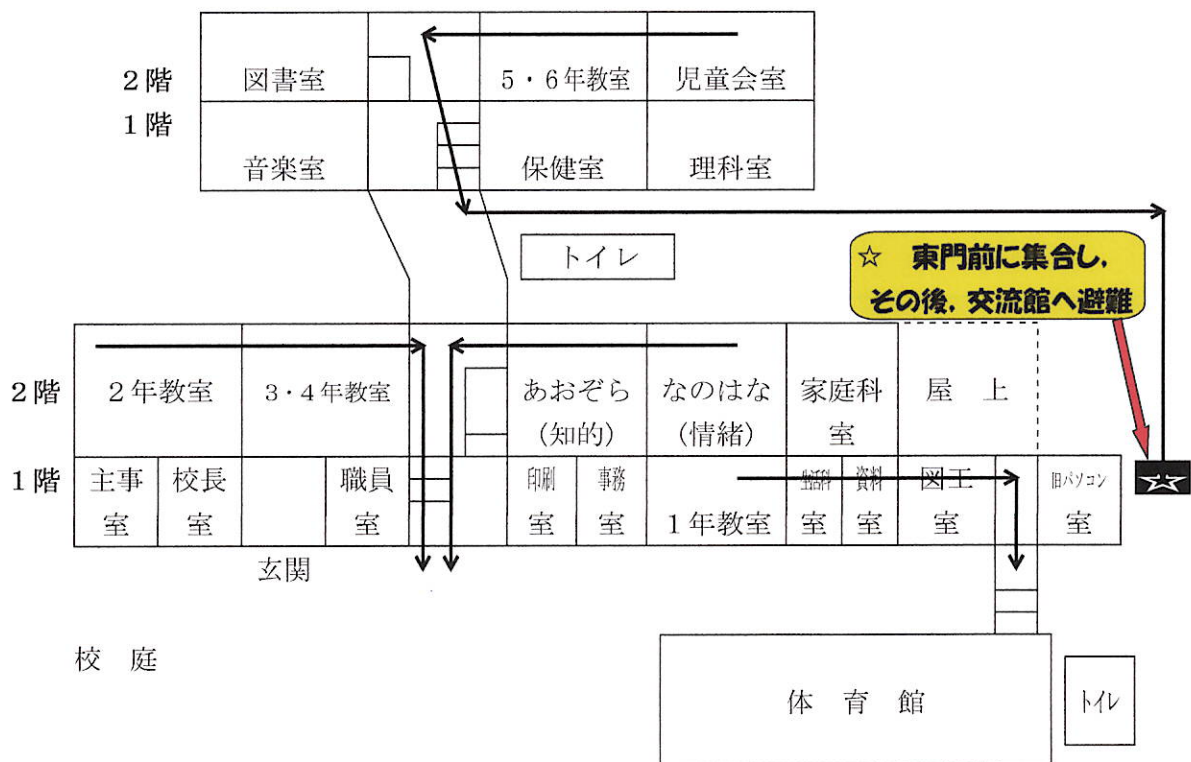
● 関係機関との連絡体制



● 学校における対策組織・体制

名称	担当	主な対応
総括本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を把握し、避難の実施方法を決定 避難経路の安全性を確認後、避難指示 二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 医療機関への連絡（救護班からの被害状況を集約） 教育委員会への連絡
児童対応班	各学級担任	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を確保し、児童への的確な指示（お・か・し・も等） 児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認 各学級の人員確認 負傷者及び行方不明者の確認 本部への連絡 保護者への連絡
避難誘導 救護班	養護教諭 事務職員 学校図書館事務職員 学校事務補助員	<ul style="list-style-type: none"> 児童対応教員から児童及び教職員の被害状況を聞き取り本部に報告 救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 負傷者の救出、行方不明者の搜索

● 学校施設内避難経路



※ 津波の恐れがない場合は、学校待機とする。

● 川尻地区緊急避難所

第1次避難所 → 川尻ふれあい交流館

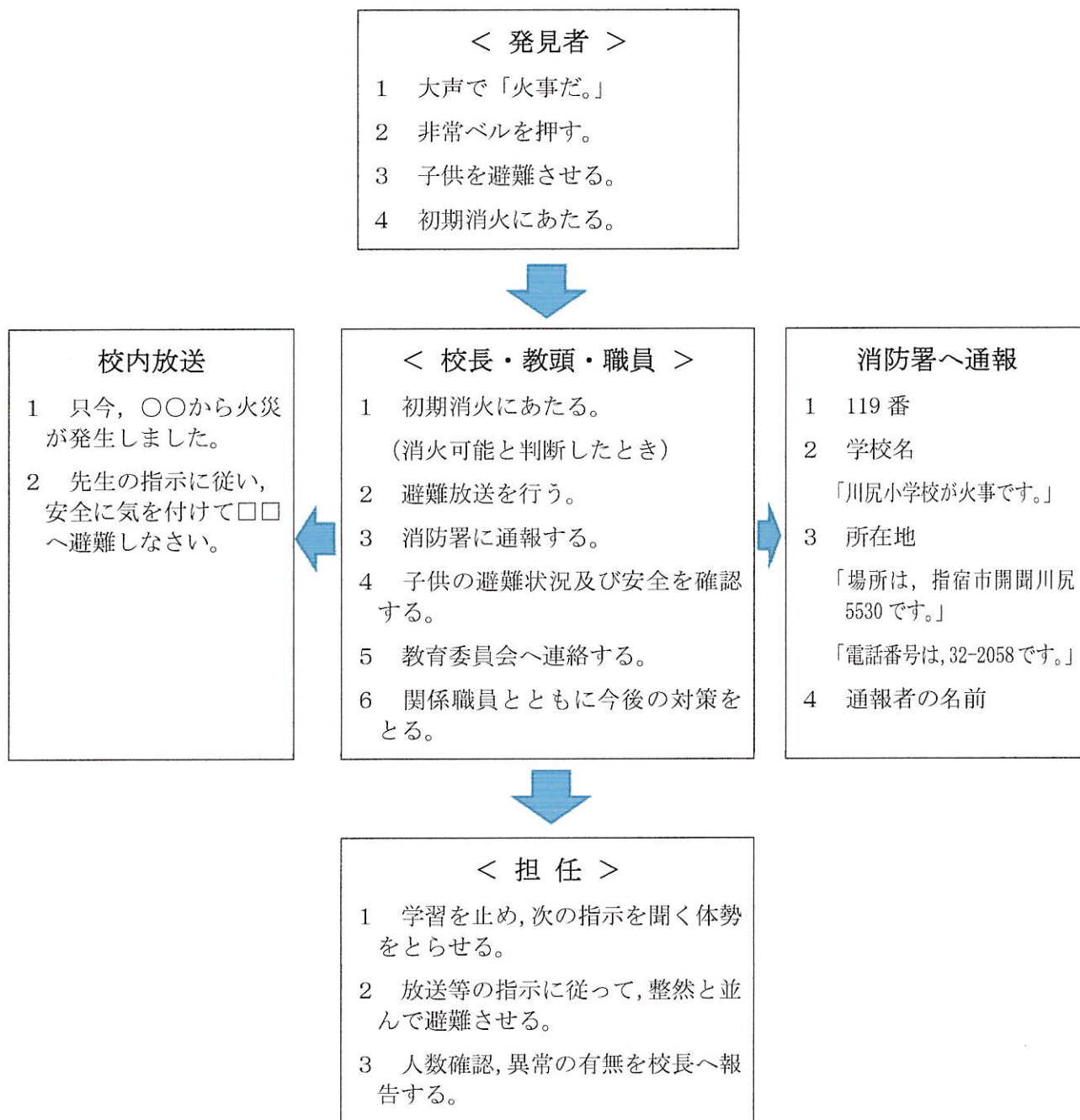
- ・ 自主避難者を含め、最初に開設する避難所

第2次避難所 → 川尻小学校

- ・ 災害対策本部から開設を指示されたときに開設する避難所



火災が発生したとき

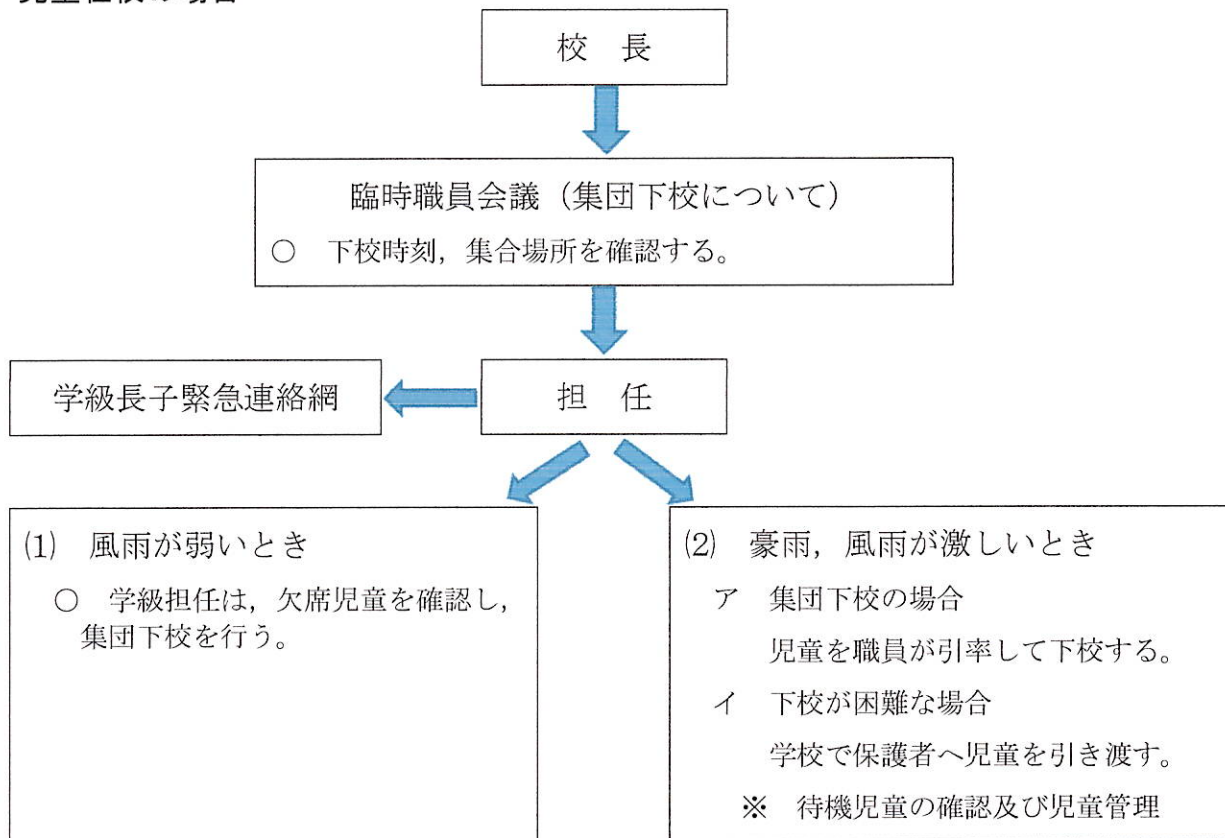


避難経路について

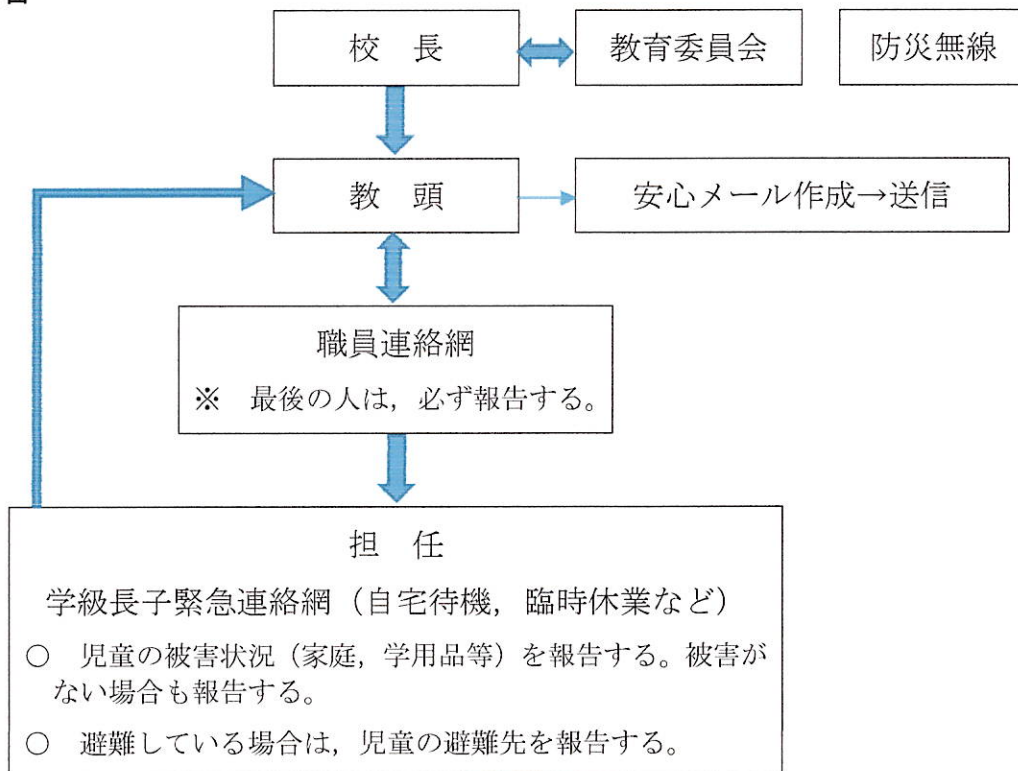
- 火災の発生場所からできるだけ離れた避難経路を通るようにする。

風水害時における対応

1 児童在校の場合



2 児童在宅の場合



台風接近時における対応

1 校内の施設・設備に関すること

- (1) 校庭の花鉢やベランダに置いてあるもので風で飛びやすいものは、風の当たらない場所に移動させる。(係の指示に従う)
(例) ○ 校舎前花鉢⇒校舎内(玄関)
○ 温室周囲の花鉢⇒温室の中
○ 一輪車⇒倒しておく
○ 庭ぼうき⇒ロープでくくる
○ ブランコ・吊りタイヤ⇒ロープで止める
○ 固定施設⇒ひもで固定か杭の確認
- (2) 窓ガラスをしっかりと施錠する。(二重ロックをかける)
- (3) 教室内の窓側の物で濡れてはいけない物は、窓側から遠ざけておく。
(パソコン、テレビ、CDラジカセ等)
※ 雨漏りしそうな場所においてあるものは、できるだけ遠ざける。
※ 雨漏りのありそうな学級は対処しておく。
※ 落雷に備えて電源を抜く。(プールポンプも落雷による被害あり)

2 児童に関すること

- (1) 登校後、台風が接近してきた場合(昼)
 - 下校に際しては、風や雨に十分気を付けて帰るよう児童に指導する。
 - 下校時に危険が予想される場合は、早めに集団下校させる場合もある。
また、保護者に学校まで迎えを頼むこともあり得る。
- (2) 前日から台風が接近してきた場合(登校前=朝)
 - 臨時休業(自宅待機)もあり得る
連絡方法を常に確認しておくこと⇒前日の帰りの会で児童に連絡
(児童への連絡例)
「5月12日(火)の登校の仕方については、午前6時00分から午前6時45分
までには回るように電話連絡する。」
<留意点> 停電の場合、電話が通じない家庭もあるので、携帯電話等、他の連
絡手段も確保しておく必要がある。
※ 災害時の緊急連絡は、安心・安全メールと専門部連絡網を使用する。

3 職員に関すること

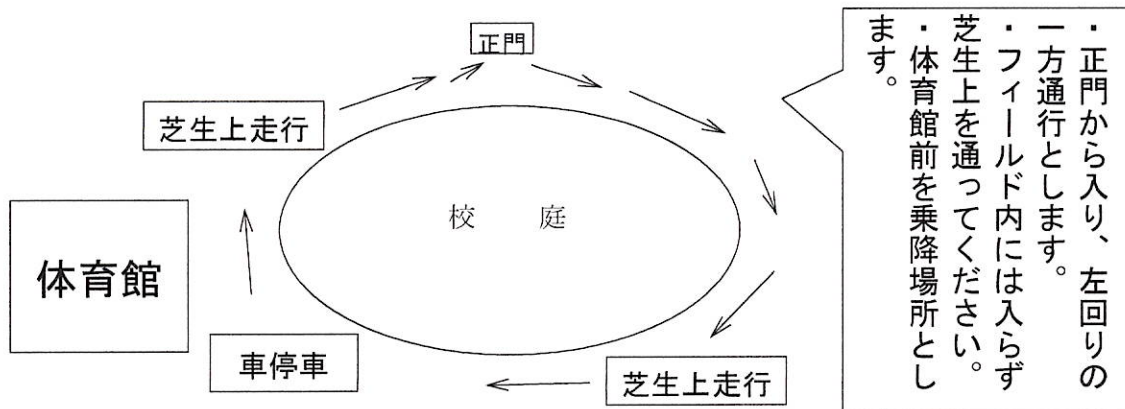
- (1) 出勤前の連絡について
児童へ臨時休業(自宅待機)の指示をした場合は、午前5時30分に判断し、午前
6時00分までに職員連絡網で連絡する。
→教頭は、各家庭へ午前6時以降に連絡網開始
- (2) その他
 - ア 自宅や通勤途中からも連絡ができるように、児童保護者名簿・家庭連絡票等は携
帯する。
 - イ 小学校体育館が避難所として使用される場合は、市担当者の指示により協力する
場合がある。

保存版

緊急時の引渡し手順

地震や大雨，不審者等の緊急時に，児童の引渡しを実施する場合の手順です。混雑をさけ，安全かつスムーズに引き渡しができるように，御確認ください。

- ① 児童の引渡しが必要になった場合は，学校安心メールで時刻等をお知らせします。
- ② 体育館の入口で引渡しを行います。
- ③ 教職員が引き取りに来られた方の確認をします。
※ 保護者以外の方が迎えに来られた場合は，児童に引き取りに来られた方を確認します。
- ④ 確認後，児童と一緒に帰りいただきます。
- ⑤ 一定の時間後，引き取る方が来られなかった児童は，体育館または職員室に待機させます（場合によっては職員が引率して下校させる場合もあり）。
- ⑥ 進入経路
 - 徒歩で迎えに来られる場合 → 正門・東門どちらでも可
 - 車で迎えに来られる場合 → 正門から進入し，下記のルートでお入りください。



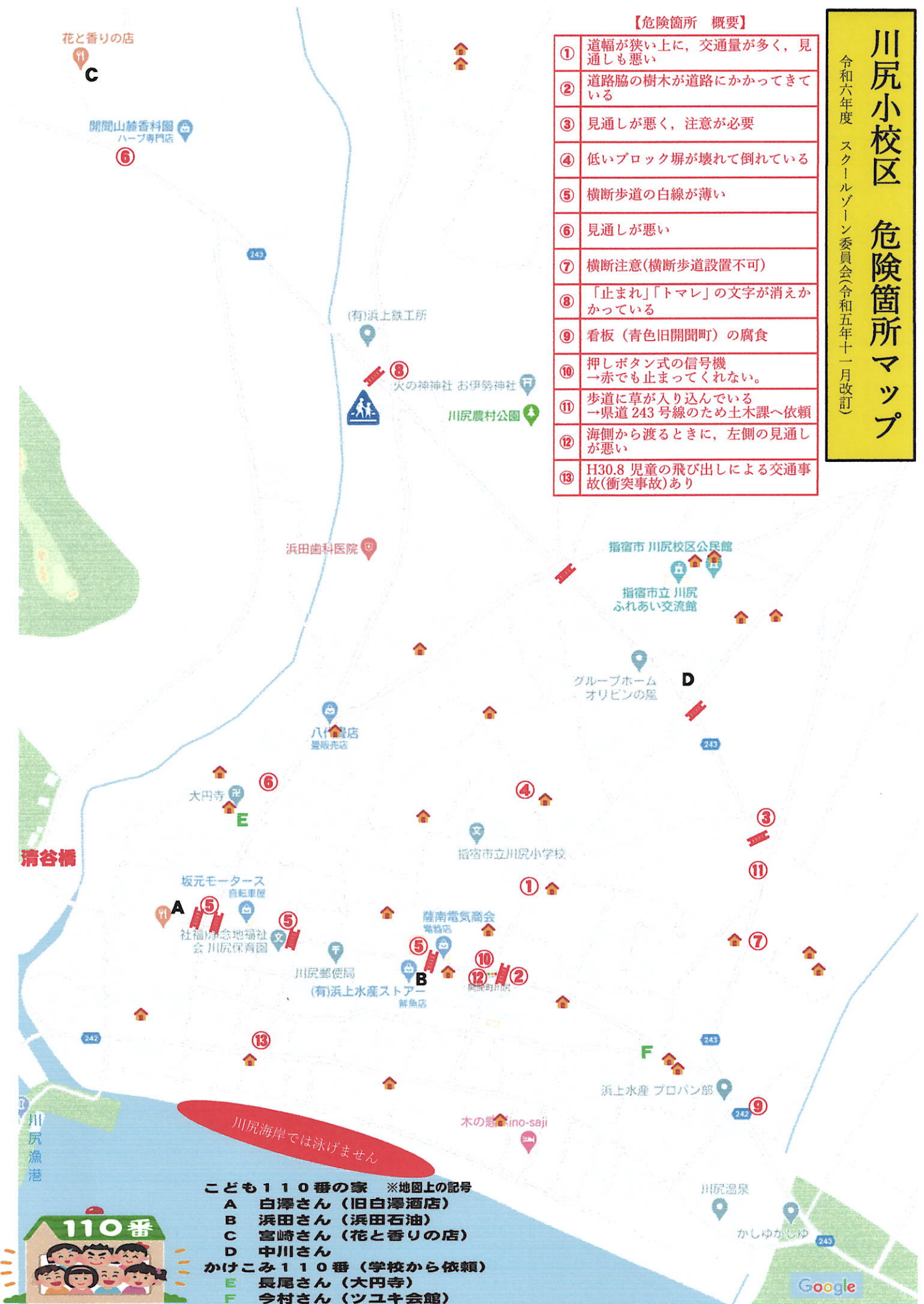
・正門から入り、左回りの一方通行とします。
・フィールド内には入らず芝生上を通過してください。
・体育館前を乗降場所とします。

川尻小校区 危険箇所マップ

令和六年度 スクールゾーン委員会(令和五年十一月改訂)

【危険箇所 概要】

①	道幅が狭い上に、交通量が多く、見通しも悪い
②	道路脇の樹木が道路にかかってきている
③	見通しが悪く、注意が必要
④	低いブロック塀が壊れて倒れている
⑤	横断歩道の白線が薄い
⑥	見通しが悪い
⑦	横断注意(横断歩道設置不可)
⑧	「止まれ」「トマレ」の文字が消えかかっている
⑨	看板(青色旧開聞町)の腐食
⑩	押しボタン式の信号機 →赤でも止まってくれない。
⑪	歩道に草が入り込んでいる →県道243号線のため土木課へ依頼
⑫	海側から渡るときに、左側の見通しが悪い
⑬	H30.8 児童の飛び出しによる交通事故(衝突事故)あり



子ども110番の家 ※地図上の記号

- A 白澤さん(旧白澤酒店)
- B 浜田さん(浜田石油)
- C 宮崎さん(花と香りの店)
- D 中川さん

かけこみ110番(学校から依頼)

- E 長尾さん(大円寺)
- F 今村さん(ツユキ会館)



学校事故対応マニュアル

指宿市立川尻小学校

《方針》

- 1 児童等の安全確保, 生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対応と迅速正確な連絡, 通報

※ AED設置場所 (職員室前廊下・体育館)

児童が発見者の場合

- ・すぐに近くの職員に知らせる。
- ・むやみに動かさない。騒がない。
- ・保健室には、関係者以外は入らない。



発見者

- ・発生した事態や状況の把握
- ・傷病者の症状の確認 (意識, 心拍, 呼吸, 出血等)
- ・心肺蘇生法などの応急手当 (現場で直ちに)
- ・協力の要請や指示
- ※ 必要と判断したら速やかに110番, 119番通報
または, 他者へ通報を依頼
(状況に応じ, 発見者が直接通報)

近くの教職員または児童等

事故等発生 of 通報

救急対策本部

養護教諭

校長
(教頭)

教職員

報告

報告

警察や救急車の出動要請
(110番) (119番)

医療機関

処置

教育委員会

(必要な場合)

救急補助・連絡等
複数の教職員が急行
直ちに設置

事実確認・役割分担

- 関係者からの聴き取り及び情報の収集・整理
《校長・教頭・担任》
- 被害者家族及び保護者への連絡対応
《校長・教頭・担任・養護教諭》
- 事務総括・報道機関への対応
《校長・教頭》
- 学校安全対策の実施
《校長・教頭・安全指導係》
- 教育再開準備
《教頭・教務主任》
- 児童等への指導等
《担任・生徒指導主任》
- 救護活動 (心のケア)
《養護教諭・担任・SC》

関係機関緊急連絡先

【警察・消防・医療機関】

- ★緊急消防 119
- ★緊急警察 110
- ★山川開聞分遣所 34-0119
- ★指宿南交番 34-0064
- ☆総合病院 指宿医療センター 22-2231
- ☆整形外科 今林整形外科病院 22-2710
- ☆外科 生駒外科医院 22-3059

【学校医】

- ☆内科 濱田洋一郎医院 32-2614
- ☆眼科 高橋眼科医院 23-3266
- ☆耳鼻科 いわもと耳鼻咽喉科 27-1515
- ☆歯科 濱田歯科医院 32-5353
- ☆薬剤師 そうごう薬局 22-1021

事故等による傷病者を発見した際は、第一発見者は、被害児童等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童等に応援を要請するとともに、被害児童等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

伝染病が発生した場合の対応

1 情報の収集

(学級)

担任 (健康観察の活用)
○ 出席者個々の状況・体調
○ 欠席の状況・病状 (程度)

健康観察のポイント

- 吐き気の有無
- 腹痛の有無
- 下痢等の症状の有無

(学校全体)

養護教諭・保健主任
○ 学校全体の欠席者の状況・病状 出席者の状況・体調
※ 現状把握
・ 主症状
・ 兄弟姉妹関係
・ 地域別の分布状況

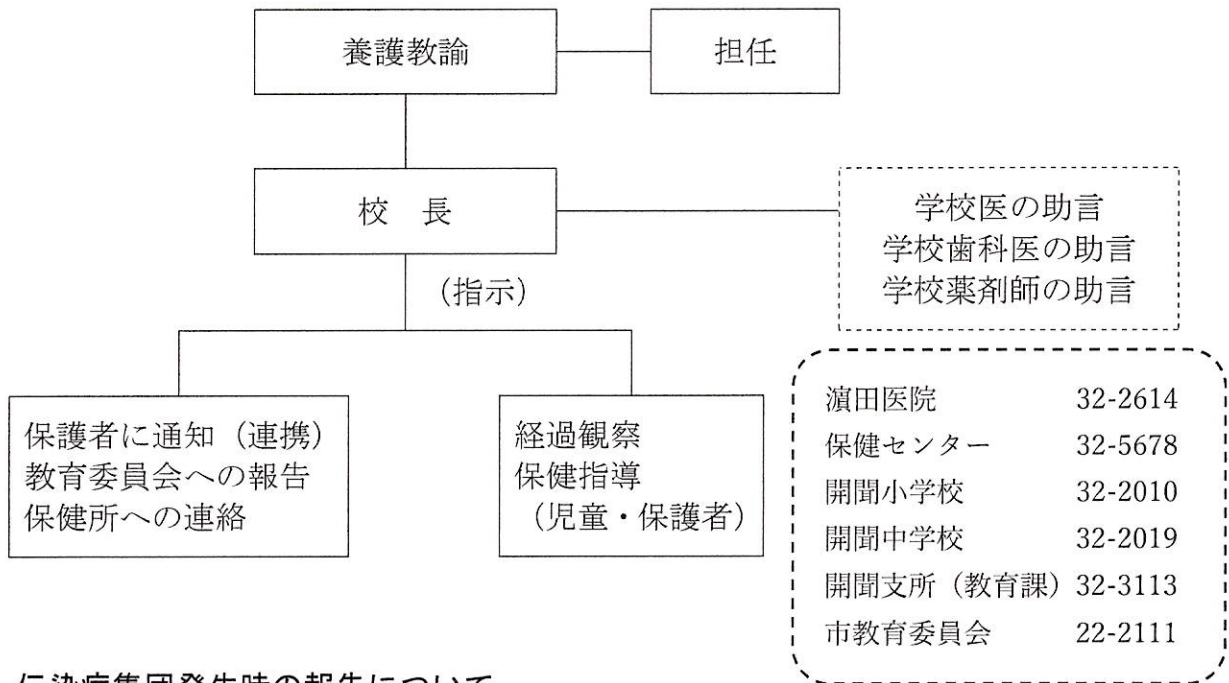
教 頭

- 隣接校の状況

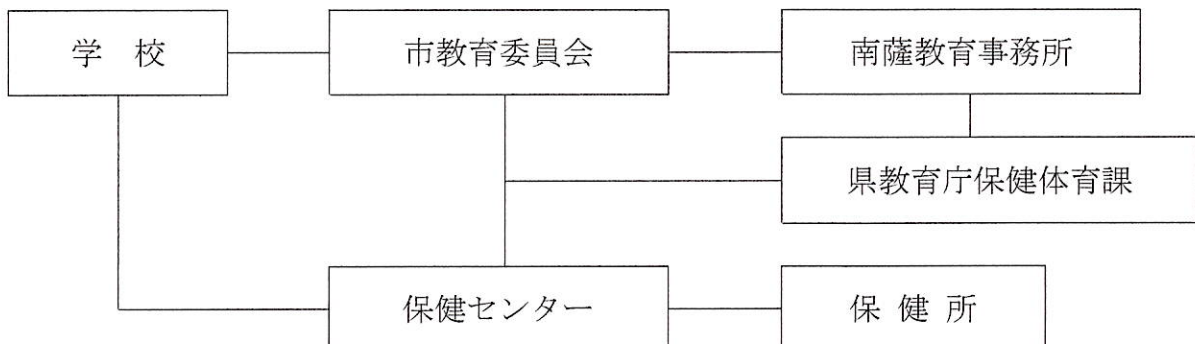
校医・保健所・教育委員会

- 地域での状況
- 近接地の医療機関

2 情報の整理分析及び対応



3 伝染病集団発生時の報告について

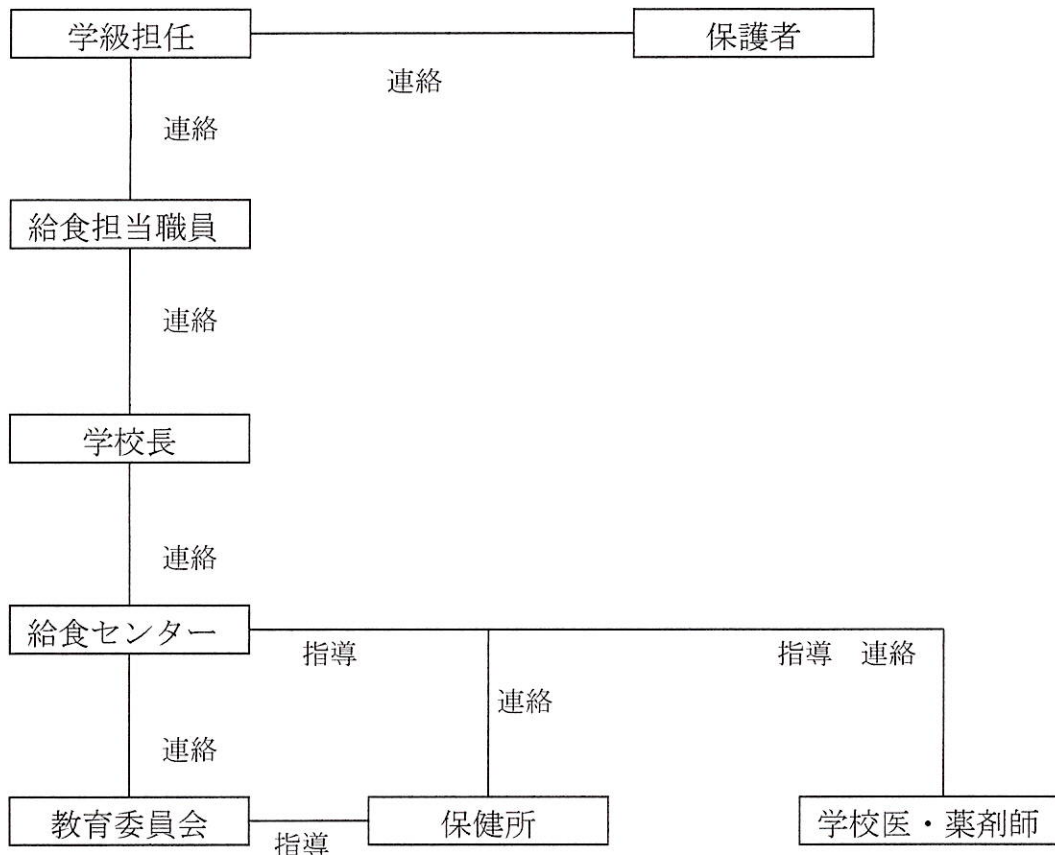


給食異物混入及び食中毒発生時の対応

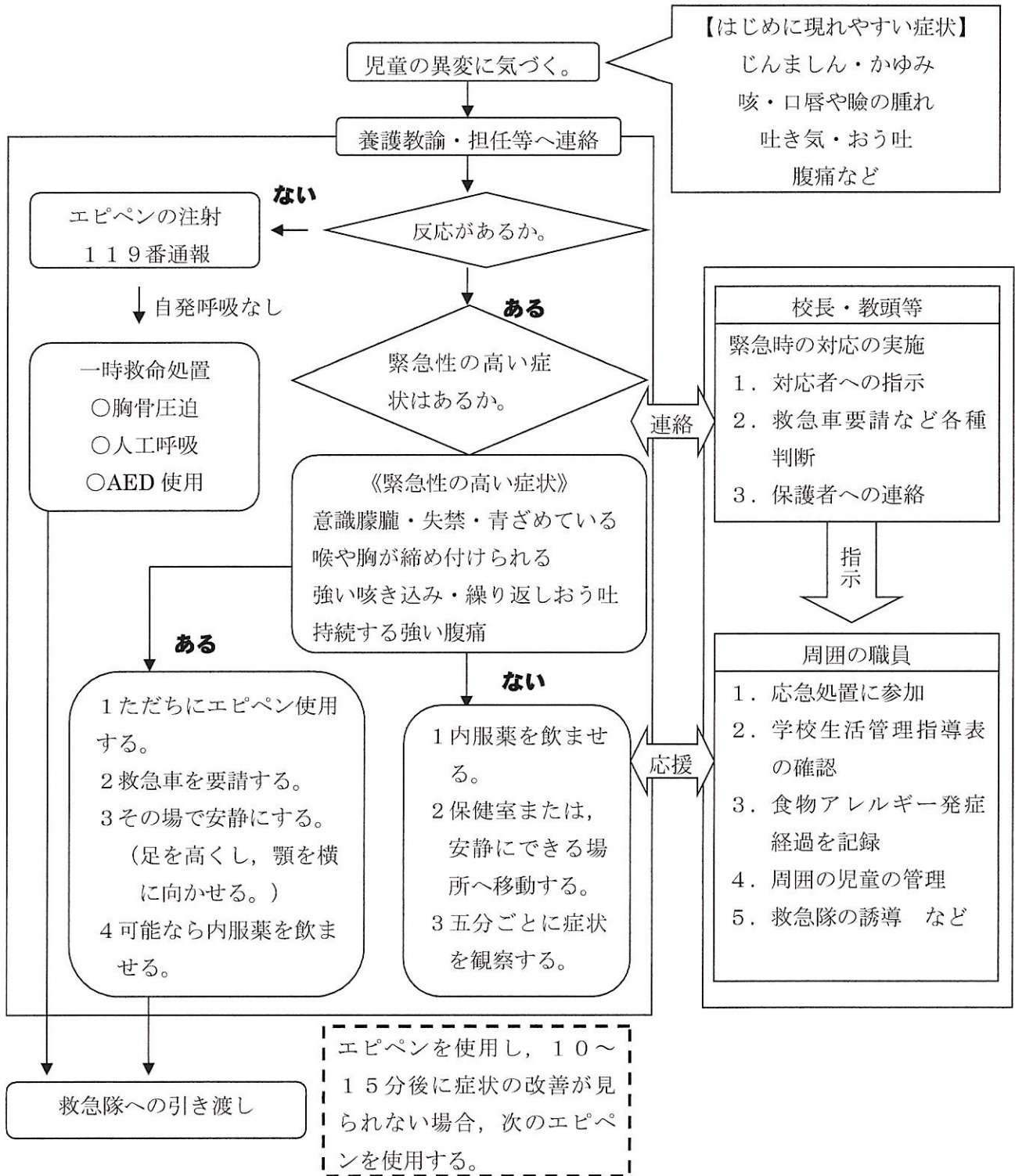
給食異物混入等発生時マニュアル

1. 学校給食で異物混入発生
| 現状のまま担任が確認
2. 給食担当者へ速やかに報告
| 現状のまま給食担当者が確認
3. 学校長へ速やかに報告
| 現状のまま学校長が確認
4. 給食センターへ速やかに報告
| 現状のまま給食センターで確認
5. 状況に応じて、給食センター所長・教育長並びに業者へ報告
(業者は、場合によっては始末書を作成。)

食中毒発生時対応マニュアル



食物アレルギー対応



救急要請（119番通報）のポイント

- 救急であることを伝える。
- いつ、だれが、現在の状態、食物アレルギーの可能性、エピペンの使用を伝える。
- 住所、連絡先、通報者の氏名を伝える。

いじめが発生したとき

1 緊急事態発生直後の生命や身体の安全確保のための対応

	内 容	主な担当者
1	いじめられている子供から聞き取り（複数で個別に）	学級担任，養護教諭，教育相談係
2	いじている子供からの聞き取り（複数で個別に）	学級担任，生徒指導主任
3	情報収集・事実関係の把握と整理	生徒指導主任，教育相談係
4	関係する子供の保護者から聞き取り（複数で）	学級担任，生徒指導主任
5	P T Aや他の保護者などから情報収集	校長，教頭，生徒指導主任
6	情報を整理し，教育委員会に第一報	校長，教頭

2 生命や安全確保後の不安や混乱への対応

	内 容	主な担当者
1	子供の状況を把握・整理し，必要に応じて教育委員会へ報告	生徒指導主任
2	全校的にいじめの実態を調査	養護教諭，学級担任
3	いじめを受けた子供の心のケアを開始	学級担任
4	いじめに関わった子供への指導	学級担任
5	いじめに関わった子供の保護者への対応	学級担任
6	必要に応じて保護者会などで報告や協力依頼	学級担任
7	学級等での指導や全校対象の指導	学級担任，生徒指導主任
8	全校朝会等で全校児童への指導・講話	校長
9	児童会やP T A等での取組開始	特別活動係，教頭

3 緊急事態が収束した後の対応

	内 容	主な担当者
1	情報を整理し，教育委員会へ報告	校長，教頭
2	いじめを受けた子供の心のケアを継続	養護教諭，学級担任
3	継続して情報の収集	全職員
4	家庭との連携・協力の継続	学級担任
5	保護者の学習機会（P T A研修会等）	校長，P T A会長，教頭
6	地域社会とのネットワーク作り	校長，P T A会長
7	関係諸機関との連携	校長，教頭

交通事故が発生したとき

1 緊急事態発生直後の生命や身体の安全確保のための対応

	内 容	主な担当者
1	事故の状況の把握	校長, 教頭, 生徒指導主任
2	教職員への指示や連絡 (教頭, 学級担任及び養護教諭に対して)	校長
3	事故発生直後の被害を受けた子供及び保護者への対応	教頭, 学級担任
4	教育委員会へ第一報	教頭

2 生命や安全確保後の不安や混乱への対応

	内 容	主な担当者
1	対策本部の立ち上げ (1) 教頭 ○ 事故の状況や情報を時系列で記録し, 職員連絡網で連絡する。 (2) 被害を受けた子供・保護者対応係 (学級担任, 養護教諭) (3) 情報収集係 (生徒指導主任, 教頭) (4) 教育委員会・PTA会長に報告	校長, 教頭
2	重大事故の場合, 緊急職員会議の開催	校長, 教頭
3	全校児童への事故状況説明と交通安全重点指導 ○ 全校朝会, 学級活動での指導, 心のケア対策	校長, 学級担任
4	(被害が重大な場合) ○ 保護者会を開催し, 事故状況説明と指導への協力依頼	校長, 教頭
5	被害を受けた子供及び保護者への対応の継続	学級担任, 養護教諭
6	教育委員会等への報告・連絡	教頭

3 緊急事態が収束した後の対応

	内 容	主な担当者
1	事故報告書の作成・報告	教頭
2	交通安全教育の計画と実施状況の再点検	安全指導係
3	PTA・地域・警察等の関係機関との交通安全対策会議を実施 ※ スクールゾーン委員会の開催	校長, 教頭
4	被害を受けた子供の心のケア	養護教諭

不審者対応

I はじめに

不審者によって学校の安全神話が崩壊しつつある。学校においては、児童の安全は何よりも最優先されるべきものである。ここに、本校なりの危機管理マニュアルをより取り組みやすく見直しを行う。

職員は、このマニュアルをしっかりと理解し、児童への指導を繰り返し行うと同時に、緊急の際は自ら適切な行動がとれるようにしておく。

II 児童への指導

1 児童の登下校

- (1) できるだけ2人以上で登下校する。
- (2) 登下校の時刻は、早すぎたり遅すぎたりしないようにする。
(登校の際は、7時40分～8時ぐらいに学校に着くように指導する。放課後も、いつまでも学校に残ることがないようにさせる。)
- (3) 決まった通学路を通る。
(日によって通学路が違うことがないように指導する。特別な事情がある場合は保護者から担任に届ける。)
- (4) 通学路にある「駐在所」や「110番の家」、あるいは「駆け込みができる家」を意識させておく。
(通学路にある店、ガソリンスタンド、郵便局なども駆け込みができることを知らせておく。)
- (5) 放課後、学校で遊ぶ場合でも一旦下校させる。
- (6) スポーツ少年団等の活動日でも、一旦下校させる。

2 見知らぬ人に声をかけられた場合

- (1) 大きな声で質問に答える。
(人や車のすぐ近くに寄らないで、5～6mぐらいは離れる。)
- (2) 絶対に車に乗らない。
(「先生が呼んでいるよ。」「お母さんが交通事故にあった。」「お母さんはおばあさんの家にいる。」など巧みに話しかけて、車に乗せようとすることを知らせておく。)
- (3) 道案内は一緒に行ったりしない。
- (4) つかまえられそうになったら、大声をあげたり暴れたりして逃げる。また、誰でも近くにいる大人に大声で助けを求める。(相手の車の後方に逃げる。)
- (5) 「車にのって」などと言う変な人に出会ったら、すぐ家の人や先生に教える。
(年齢、着ている物や色、髪型や髪の色、眼鏡などの特徴、車の色や型、ナンバーなども気を付けて見る。)
- (6) 友達がかまえられそうなどところを見たときもすぐ大人に知らせる。

3 家にいるとき

- (1) 知らない人や電話の相手に、友達の名前や電話番号を教えない。
- (2) 手紙や小包が届いても、かっぴに開けたりしない。
(後でお金を請求される場合があります。)
- (3) 家の近くで遊ぶときも、できるだけ1人では遊ばない。

III 学校での不審者対応

1 職員の行動

- (1) 校内で不審者を見つけたら、必ず丁寧に声をかける。
(「何か御用ですか。」「職員室はあちらです。どうぞ。」「ここは児童用の入り口です。向こうの入り口をご利用下さい。」)
- (2) 刃物や危険物らしきものを持っていたり、不審な行動があったりする場合は、すぐ職員室(校長・教頭)に知らせる。
- (3) 連絡を受けたら校長・教頭および近くの職員は、不審者の確認に向かう。
(不必要に、相手の心を逆なでしないように気をつける。)
- (4) 確認に行った者の報告が、「怪しい」であった場合、
 - ア 休み時間や休憩時間の場合、放送したり職員で児童を教室に入れたりして、入り口を中から閉める。
 - イ 授業中の場合は、校内放送する(騒いで教室窓から外を見ることのないように、落ち着いて行動させる。)。また、入り口のかぎをかける。
 - ウ 校長(教頭)の指示を受けた職員は警察に連絡する。
- (5) 各担任は、教室でいつでも避難・誘導できる態勢に入る。
- (6) 不審者が校舎外をうろつく場合、必要により避難する。避難経路は、「不審者から最も遠い出口とする(図書室出口、主事室出口など。)
- (7) 不審者が校舎内に入った場合に備え、棒やその他のものを準備しておく(いすもその一つになる)。

2 児童の行動

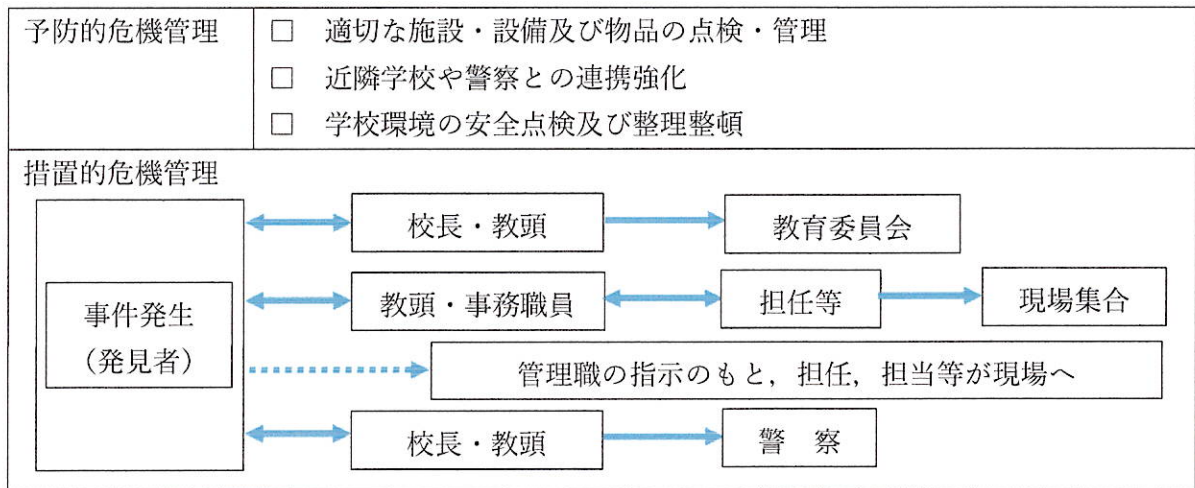
- (1) 普段から、東トイレ付近で遊ばないように指導する。
- (2) 児童が不審者の第1発見者になる場合もある。何かあったら、すぐに先生に知らせるように指導しておく。
- (3) 静かに落ち着いて行動させる(叫び声は不審者の心をいらつかせる。)

VI 家庭との連携

- 1 決まった道を通って登下校するように指導してもらう。
- 2 学級便りでも、複数での登下校や決められた時刻の登校、寄り道禁止を繰り返し呼びかける。
- 3 スポーツ少年団活動等は、保護者の責任のもとであることを知らせておく。
- 4 学校を欠席する場合、必ず電話や欠席連絡届で連絡するよう指導する。

事件（盗難・校舎破損・学校爆破予告等）発生時の対応

～初動対応～



～具体的対応～

状況	対策・対応等
平常時	<input type="checkbox"/> 施設・設備及び物品の点検・管理の徹底
発生時	<input type="checkbox"/> 警察に通報 <input type="checkbox"/> 人的被害の有無を確認 <input type="checkbox"/> 発生箇所以外の被害を確認 <input type="checkbox"/> 関係者からの事情聴取 <input type="checkbox"/> 状況を判断し、速やかに管理職から教育委員会へ一報
留意点	<p>【物品の盗難があった場合】</p> <input type="checkbox"/> 校長は、速やかに事故発生の日時、種別、被害の程度、原因、応急処置状況その他必要と認める事項を、教育長へ報告する。 （指宿市立学校管理規則 第22条 非常災害の報告）
	<input type="checkbox"/> 警察に届け出た場合には、被害届の受理番号を記載するなど、経緯を明らかにしておく。
	<p>【校舎破損等損傷事故があった場合】</p> <input type="checkbox"/> 児童生徒報告書（第24号様式）をもって速やかに教育長へ報告する。 （指宿市立学校管理規則 第64条 事故の報告）
	<input type="checkbox"/> 修繕等必要経費が発生する場合は、教育委員会（学校整備室）へ相談する。
	<p>【学校に対する犯罪予告等があった場合】</p> <input type="checkbox"/> 学校に対する犯罪予告に係る報告様式を教育委員会（学校教育課）へ提出する。

関係機関連絡先

- 市教育委員会学校教育課 22-2111 内線420
- 指宿警察署 22-2110
- 開聞駐在所 32-2231
- 山川開聞分遣所 34-0119
- 地域福祉課児童母子福祉係（家庭児童相談室） 23-1063（直通）
- 市民福祉課健康福祉係（開聞支所） 32-3111
- 県こども総合療育センター 099-265-2400
- 県総合教育センター
- 教育相談課（いじめ・不登校等） 0120-783-574
- 099-294-2200
- 特別支援教育研修課 099-294-2820
- 学校医（濱田洋一郎医院） 32-2614